

令和6年4月

学 生 各 位

国立大学法人筑波技術大学長
石原保志

人権侵害問題等の防止のために筑波技術大学学生が
認識すべき事項について（通知）

国立大学法人筑波技術大学は、みなさんが快適に修学できる環境を維持していくために、全学をあげてセクシュアル・ハラスメント、いじめ、差別等の人権問題の発生を未然に防ぐよう活動していきます。

【ハラスメントとは】

「いじめ」や「嫌がらせ」に該当する言葉です。本学では、ハラスメントを「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」及び「その他のハラスメント」と定義しています。なお、ハラスメントは、大学の内外、就業・修学時間の内外を問いません。例えば、課外活動等での言動なども含まれます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ・セクシュアル・ハラスメントとは、就業・修学する上での関係において、性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えること等をいいます。なお、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、その言動を意図して行ったか否かではなく、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうか判断の基準になります。
- ・セクシュアル・ハラスメントは、「環境型」と「地位利用型・対価型」に分けることができます。

「環境型」：性的な言動や要求を行うことにより、修学意欲等を損なわせ、不快感や不利益を与えることをいいます。

[具体的な例]

- ア) 教室内で卑猥な話をしたり、身体的特徴を話題にしたりすること。
- イ) 故意に他者の前で着替えたり、卑猥な画像等を他者が見える状態に放置したりすること。

「地位利用型・対価型」：教育・研究上の地位，職務上の地位あるいは先輩と後輩といった上下関係を利用して性的な要求や誘いかけを行い，その対応によって利益または不利益を与えることをいいます。

[具体的な例]

- ア) 研究指導等を口実にして性的な誘いかけをしたり，相手の身体に触れたりするなど性的な言動を行うこと。
- イ) 誘いかけに応じなかったことを理由に，指導上不利な扱いをすること。

セクシュアル・ハラスメントは，学生間において発生することもあります，特に先輩と後輩，指導教員と学生といった上下関係の中で，多く発生します。

また，男性から女性に対して発生することが最も多いですが，これに限らず女性から男性に対して，あるいは同性間においても発生することがあります。

女性を男性の補助者であると見なすなどの性差別の意識による不適切な言動についても，セクシュアル・ハラスメントに含まれます。

被害者の性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか）や性自認（性別に関する自己意識）にかかわらず，性的な言動であれば，セクシュアル・ハラスメントに該当することがあります。

(2) アカデミック・ハラスメント

- ・ アカデミック・ハラスメントは，パワー・ハラスメントのひとつで，大学の構成員が優越的地位（立場や権力）を不当に利用して，相手の修学上の権利を侵害する言動や人格を辱める言動をいいます。

[具体的な例]

- ・ 修学上のアカデミック・ハラスメント
 - ア) 修学に支障が出る程度に教育的指導を行わないこと。
 - イ) 常識的に不可能な課題達成を強要すること。
 - ウ) 成績の不当な評価を行うこと。
 - エ) 学業や研究中の些細なミスを過剰に叱責すること。

アカデミック・ハラスメントは，特に教員と学生，先輩と後輩といった上下関係の中で多く発生しますが，学生間においても発生することがあります。

また，地位的上位の者から下位の者に対して発生することが多いですが，数的優位性を利用して，下位の者から上位の者に対しても発生することがあります（例：正当な理由なく授業や研究を妨害する，暴言を吐く等）。

地位的下位の者は上位者の補助者であると見なすなどの身分的差別や，少数意見を無視

する等の数的優位性に基づく差別の意識による言動についても、アカデミック・ハラスメントに含まれます。

(3) その他のハラスメント

・セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント以外の相手の人権を侵害するすべての不適切な言動をいい、

- モラル・ハラスメント（モラルに反した精神的暴力や嫌がらせ）
- マタニティ・ハラスメント（妊娠中や出産した者に対する嫌がらせ）
- レイシャル・ハラスメント（肌の色、国籍、言語・慣習などの民族的属性を理由とする差別的言動）

などが該当します。

【加害者にならないためには】

ハラスメントの加害者とならないために、次のことがらの重要性について十分認識する必要があります。

- ・日頃から、相手の立場を尊重した言動を心がけ、相手の人格を尊重すること。
- ・お互いが対等で大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ・相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。
- ・特にセクシュアル・ハラスメントの受け止め方には、個人差があり、受け手の判断が重要となることを理解すること。

例えば、親しさを表すつもりの方の言動であっても、そのことが相手を不快にさせてしまうことがあることや、同じ言動であっても、ある人はセクシュアル・ハラスメントと受け取らなくても、別の人には、考え方の違いによって、その言動がセクシュアル・ハラスメントと受け取られることがあります。

【被害にあったとき、被害にあっている人を見たときには】

- ・ひとりで悩まないで、信頼できる友人や家族に相談してみましょう。
- ・相談員は、相談者の名誉やプライバシーを固く守ります。安心して相談してください。
- ・自分の周囲で被害にあっている人を見たときには、相談室の存在を伝えたり同行したりするなど、勇気を出して行動してみましょう。
- ・ハラスメントの被害を受けた日時、その内容等を記録しておくことも重要です。

【筑波技術大学の対応組織】

相談員と直接面談して相談できるほか、FAXや電子メールでも相談を受け付けますので、まず相談員と連絡を取ってください。相談員は、相談者のプライバシーを必ず守ります。令和6年度の相談窓口は次の相談員によって構成されています。

[省略（相談員一覧は学内限定で公開しています）]

相談室には、大きく分けて以下の二つの機能があります。

- ① 被害者からの相談を受け、事実確認と当事者に対する調整を行う**相談対応機能**
- ② 事実関係の調査とハラスメントの認定を行い、加害者の上位の者に対し環境改善と加害者への指導を要請する**問題解決機能**

相談員は、相談者に対しこの二つの機能と相談にかかる手続きを説明した上で問題解決にあたりるとともに、相談者の望んでいる解決方法を確認し、相談者の意思を確認してハラスメント問題の解決にあたります。